

国海安第 103 号
平成 18 年 11 月 9 日

(社)日本船舶品質管理協会
常務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局安全基準課長
安藤 昇

原動機の放出量確認等業務要領の一部改正について

標記について、船舶からの大気汚染防止を目的とする、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成 18 年省令第 105 号）が平成 18 年 11 月 22 日より施行されることに伴い、船舶に設置される原動機の放出量確認及び原動機取扱手引書の承認に係る業務要領の一部を別紙のとおり改正し、平成 18 年 11 月 22 日より適用することと致しましたので、関係各位への周知を含めよろしくお取り計らい願います。

平成 18 年 11 月 9 日

原動機の放出量確認等業務要領の一部改正について

安全基準課

○概要

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(平成 18 年省令第 105 号)が平成 18 年 11 月 22 日より施行されることに伴い、国際大気汚染防止原動機証書(EIAPP 証書)の様式が変更されます。よって EIAPP 証書の記入例、様式が記載されている原動機の放出量確認等業務要領の一部も改正となりますので、連絡させていただきます。

○改正内容

EIAPP 証書の様式(追補の注釈部分)

○該当箇所

記入例と様式の部分

○適用日：平成 18 年 11 月 22 日